



北緑丘の地に深く根をおろし、高くそびえるクスノキ。

この校章は、この芳しいクスノキの葉三枚で「14」の文字をデザインしたものです。

上と左右に伸びた葉は

厳しく学び

高く思い

美しく生きよう

という本校建学の心を表すと共に、限りなく伸びようという思いを秘めています。

創立記念日 9月16日

目次

1. 時程
2. 非常変災時の登校について
3. 出席停止について
4. 生徒会会則
5. 生徒会組織図
6. 生徒会役員選挙規定
7. クラブ規定
8. 校内・校外のきまり

1. 時 程

	平常授業(50分授業時)	短縮授業(45分授業時)
予鈴	8:30	8:30
出席確認	8:35	8:35
1限目	8:50～9:40	8:50～9:35
2限目	9:50～10:40	9:45～10:30
3限目	10:50～11:40	10:40～11:25
4限目	11:50～12:40	11:35～12:20
配膳	12:40～12:50	12:20～12:30
昼食	12:50～13:05	12:30～12:45
昼休み	13:05～13:25	12:45～13:05
予鈴	13:25	13:05
5限目	13:30～14:20	13:10～13:55
6限目	14:30～15:20	14:05～14:50
清掃	15:20～15:35	14:50～15:05
終礼	15:35～	15:05～

一般生徒の下校時間 通年 16:50
クラブ活動生徒下校時間 2月～10月 17:45
11月～1月 17:30

忌引日数	父母	7日
	祖父母、兄妹、姉妹	5日
	叔父、叔母	3日
	その他親族	1日

2. 非常変災時の登校について

1. 豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「洪水警報」及び「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかの警報が発令されている場合。

(「大雨警報(土砂災害)」は非常変災時の措置の対象外となります。)

- ①午前7時に発令中の場合⇒自宅待機
- ②午前7時から午前10時の間に解除された場合⇒すみやかに登校
- ③午前10時以降でも発令中の場合⇒臨時休校
- ④在校中に警報が発令された場合⇒安全を確認のうえ、一斉下校や学校待機の処置を講じます
北大阪の他の地域に警報が発令されていても、豊中市に発令されていない場合があります。その場合は平常通りです。
豊中市の警報は、気象庁のホームページ、地上デジタル放送の天気データなどで調べることができます。

2. 豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は臨時休校

また、震度5以下の場合でも一定の被害が出た場合は、安全確保の上から、保護者の判断で「自宅待機」とすることができます。その場合、保護者からの連絡で「出席停止扱い」とします。

※なお、上記にかかわらず、学校と教育委員会が協議の上、校区の状況について危険であると判断する場合は、自宅待機ならびに臨時休校とする場合があります。

災害用伝言ダイヤルの録音方法

171⇒1⇒(06)****-****⇒録音

ガイダンス ガイダンス 自宅電話 ガイダンス

災害用伝言ダイヤルの再生方法

171⇒2⇒(06)****-****⇒再生

ガイダンス ガイダンス 自宅電話 ガイダンス

3. 出席停止について

出席停止の対象となる病気及び出席停止の期間

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(N5N1) 治癒するまで

第二種 インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
百日咳 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか) 解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹(三日ばしか) 発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう) すべての発疹が痂皮下するまで
咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状の消退後2日を経過するまで
結核 病状によって医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(流行り目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、コレラ、細菌性赤痢

〈その他感染症〉

感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、突発性発疹 等
病状によって医師が感染の恐れがないと認めるまで

以上の感染症の場合、学校保健安全法施行規則の定めにより、出席停止となります。

また教育委員会等により、指示のあった場合、出席停止扱いとすることがあります。

4. 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は豊中市立第十四中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は生徒の責任ある自主的な活動により、学習・クラブ活動、その他あらゆる学校生活を充実・発展させ、その経験を通じて将来の良き社会人としての資質を養う。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は豊中市立第十四中学校の全生徒とする。

第4章 機 関

第4条 本会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会 (2) 生徒議会 (3) 拡大執行部会 (4) 役員会 (5) 専門委員会
(6) 特別委員会 (7) 学級会 (8) クラブ部長会議 (9) クラブ (10) その他、生徒会活動に必要と認められるもの

第5章 役 員 会

第5条 (構成)

① 本会の役員は6名。その中から1名、会長のみを役職として設置し、役員の中から互選で選出する。

第6条 (選出法)

① 役員は全会員の公正な選挙により選出される。但し、学年代表各1名は学級委員会より選出される。

② 選挙に関する詳細は、別に定める選挙規定による。

第7条 (任期)

役員は任期は半年とし、前期・後期とする。ただし、再任をさまたげない。

第8条 (任務)

会長は生徒会を代表し、その運営にあたる。

第6章 生徒総会

第9条 (権限)

生徒総会は本会の最高議決機関であり、重要事項を審議する。

第10条 (招集)

生徒総会は、次のような場合、会長が招集する。

- ① 生徒議会で出席議員の3分の2以上の要求があった場合。
② 会長が発議し、生徒議会で出席議員の3分の2以上の承認を得た場合。
③ 全会員の3分の2以上の署名により要求があった場合。

第11条 生徒総会は全会員の5分の4以上の出席で成立する。生徒総会の議長・副議長は、生徒議会の議長団が務める。

第12条 生徒総会での議決は、出席会員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第7章 生徒議会

第13条（構成）

- ① 生徒議会は役員・学級委員で構成する。また、役員・各専門委員会委員長・副委員長・各学年学級委員長・副委員長で構成する会を拡大執行部会とする。
- ② 議決権は学級委員がもつ。
- ③ 生徒議会の議長団（議長・副議長）は、役員会および学級委員より互選する。

第14条（成立）

生徒議会は総議員の3分の2以上の出席で成立する。

第15条（権限）

生徒議会は生徒総会につぐ議決権をもつ。

第16条（招集）

月1回の定例議会を会長が招集する。

第17条（議決）

議決は出席議員の過半数の賛成を必要とする。

第18条（臨時生徒議会）

次の場合、会長は臨時生徒議会を招集する。

- ① 総議員の過半数以上の要求があった場合。
- ② 会長が必要と認めた場合。

第8章 専門委員会

第19条（構成）

- ① 専門委員会、各学級より選出された専門委員により構成される。
- ② 各専門委員は、男女1名ずつ各学級より選出される。ただし、選挙管理委員は各学級より1名とする。
- ③ 専門委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第20条（委員長）

委員長は専門委員会を招集する。また、委員長と副委員長（学級委員長と副委員長は各学年）は拡大執行部会へ出席する。

② 委員長は専門委員会の了解を得て、専門委員会への役員の出席を要請することができる。

第21条 本会は次の各専門委員会を設置する。

- ① 体育委員会…体育に関することからを担当する。
- ② 整美委員会…環境整美・美化・緑化に関することからを担当する。
- ③ 保健委員会…健康維持・増進のためのいろいろな活動を担当する。
- ④ 図書委員会…学校の図書に関することからを担当する。
- ⑤ 文化・放送委員会…文化的なことからを担当し、いろいろな広報活動を企画する。
- ⑥ 学級委員会…学級のリーダーとして学級内の諸問題をまとめる。学級・学年の諸活動の向上に努める。また、議員として生徒議会へ出席する。

学級委員長は学年代表として、役員会に出席し、役員会との連携を深める。

第9章 特別委員会

第22条 生徒議会の決議により必要であると認められた場合、特別委員会を組織することができる。

第10章 学級会

第23条（構成）

学級会は生徒会活動の基盤となるものであり、各学級の全会員により構成される。

第24条（権限）

学級会は第8章にあげた専門委員を男女各1名ずつ選出する。

第11章 クラブ活動

第25条 クラブは同好者が集まり、第2章の本会の目的にそって活動する。

第26条 クラブに関する詳細は別に定めるクラブ規定による。

第12章 クラブ部長会議

第27条 各クラブ間の協調のために、クラブ部長会議を設置する。

第28条 クラブ部長会議は代表者2名を選出する。

第29条 クラブ部長会議代表者は会の招集・企画・運営を行い、必要に応じて生徒議会に出席する。

第13章 附 則

第30条 (顧問)

- ① 本会の諸活動は、顧問の指導を受けて行うものとする。
- ② 役員・各専門委員会委員長・各クラブ部長等は、常に顧問と連絡を密にしなければならない。
- ③ 顧問は各会に指導・助言を与え、生徒会の発展に努める。

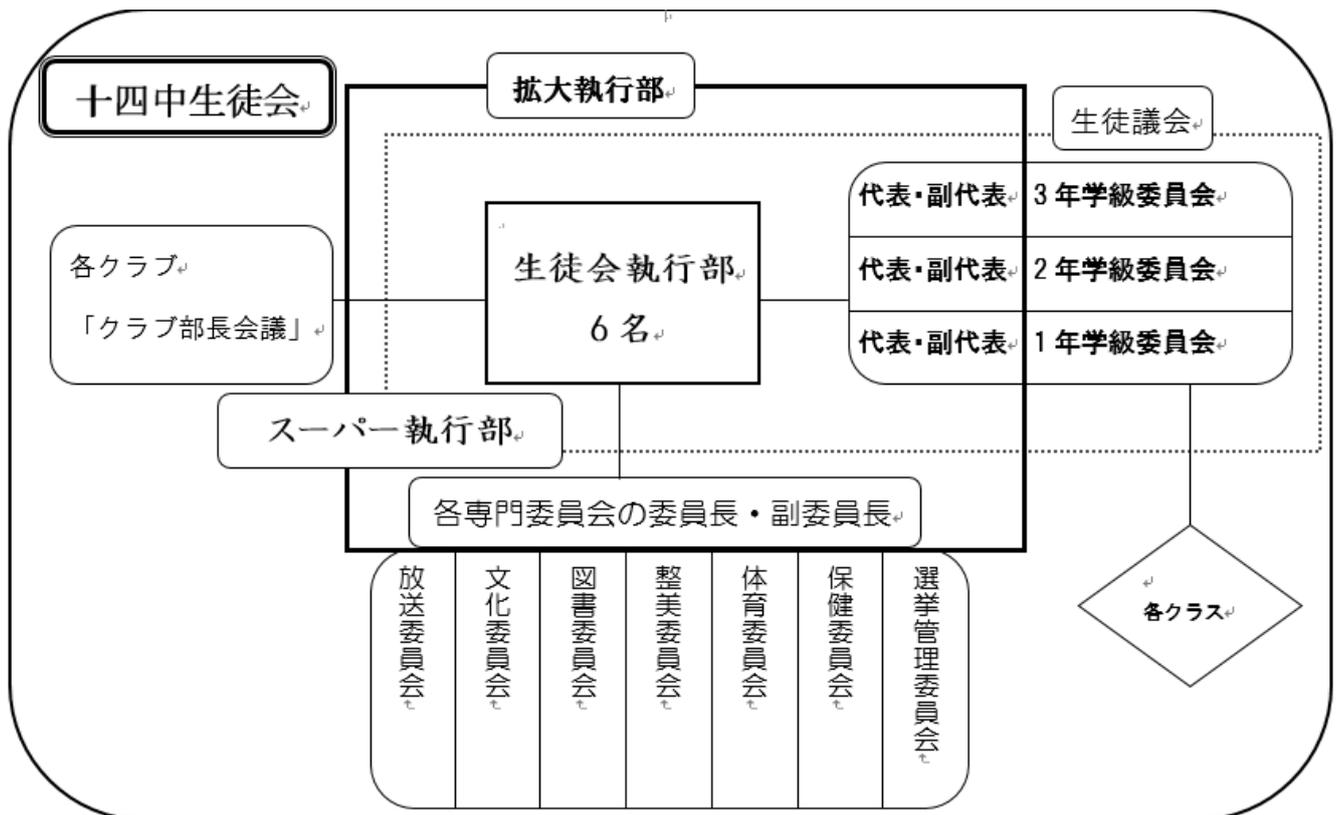
第31条 (決議事項の発効)

本会の各会における決議に関する事項は、職員会議の承認を得るものとし、職員会議で承認されなかった場合、再度生徒議会を通じて各会で審議する。

第32条 (会則の発効)

この会則は、昭和57年4月1日より実施する。
 平成24年5月11日生徒総会にて一部改正し、平成24年5月11日より発効。
 令和3年5月7日生徒総会にて一部改正し、令和3年5月7日より発効。

5. 生徒会組織図



6. 生徒会役員選挙規定

生徒会役員：6名（うち、会長1名）

第1条（目的）この規定は、生徒が自主的かつ公正に生徒会役員を選挙し、生徒会の健全な発展を期することを目的とする。

第2条（選挙権及び被選挙権）

1. 生徒会会員は各々について1票の選挙権を有する。
2. 生徒会会員はすべて被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は、被選挙権を有しない。なお、選挙管理委員が立候補する場合は、その任務を他の者に委任する。

第3条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員の選出—選挙に関する事務は、クラスより1名選ばれた選挙管理委員よりなる選挙管理委員会が行う。
2. 選挙管理委員長—選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員長は、委員を指揮し、委員会の事務を統轄する。

3. 選挙管理委員会の任務

- (1) 役員選挙の告示（選挙日より10日前に行うことを原則とする。）
- (2) 立候補の受付及び立候補者名簿の作成
- (3) 立候補者のポスター用紙の準備
- (4) 立会演説会の計画及び実施、投票用紙の作成
- (5) 各クラスの投票有権者数の確認と開票及びその結果の発表
- (6) 選挙運動の管理

4. 選挙管理委員は選挙運動をすることができない。
5. 選挙管理委員会は選挙終了後、役員認証と同時に解散する。

第4条（立候補）

立候補者は立候補届を選挙管理委員会に提出する。

第5条（選挙運動）

1. 立候補者の選挙運動は、立候補の手続終了後、投票日の前日まで行うことができる。
2. 選挙運動は校内で行うものとする。
3. 選挙運動の制限
 - (1) 選挙ポスター…用紙、枚数、掲示場所は指定されたものとする。
 - (2) 立会演説会における応援弁士は、他候補者とかねることができない。また、立候補者は他候補者の応援弁士にはなれない。

第6条（投票）

1. 立会演説会当日、投票を行う。
2. 選挙は無記名投票によってこれを行う。
3. 投票は、1枚の投票用紙に選挙管理委員会の指示に従って、正しく記入する。
4. 選挙管理委員会の指示に従っていない投票はすべて無効とする。

第7条（当選者及び当選の取消し）

1. 対立候補者のない場合は、立ち会い演説会での会員の拍手をもって信任とし、当選とする。
2. 選挙管理委員会において、選挙違反があったと認めた場合は該当候補者の当選を取消すものとする。
3. 当選役員が失格した場合は、次点者を当選とする。
4. 役員が任期中に欠けた場合は、上記4.と同じに扱うか、もしくは臨時生徒議会を開き、協議の結果決定する。

7. クラブ規定

1. クラブ活動の意義・目的

学年・学級の所属を離れての同好の生徒をもって組織し、共通の興味・関心を追求して、それぞれ文化的・体育的または、生産的活動などを行う。また、健全な趣味や豊かな教養を養い、余暇を活用する態度を育て、個性の伸長を助ける。

2. クラブ入部・転部・休部について

○入部

・入部する前に、保護者・学級担任・クラブ顧問と相談する。

1年生・クラブミーティングまでは、仮入部期間とする。仮入部期間は試みに仮りに入部して、経験したりすることができる。
・クラブミーティングまでに、担任よりクラブカードを受け取り、必要事項を記入し、保護者印をもらって、顧問に提出する。クラブミーティングより正式クラブ員となる。

2・3年生・入部する手続は、クラブ顧問からクラブカードを受けとり、クラブミーティングまでに必要事項を記入し、保護者印をもらって、顧問に提出する。

○転部・休部・退部

・3年間同じクラブで継続活動するが、やむなく途中で、転部休部退部しようとする場合は、クラブ顧問・学級担任・保護者とよく相談する。

3. 活動上の注意事項

○更衣

更衣を必要とする場合、顧問の指示により所定の場所で更衣し、自分の持ち物は下靴も含めてすべて活動場所に持っていく。貴重品がある場合は、顧問に預けること。

○活動時間

活動終了時間は定めず、季節により以下のように下校時間を定める。

*延長は顧問の判断によるものとする。

2月～10月 5時 45分完全下校

11月～1月 5時 30分完全下校

*完全下校とは校門を出た状態をいう。

○クラブ活動の中止

原則として定期考査前1週間と定期考査中(考査最終日を除く)および市教研の日は活動を中止する。

4. クラブ新設について

・顧問がいて、相当数の生徒が強くクラブ新設を希望し、本校におけるクラブとしてふさわしいことが、クラブ部長会議・生徒議会・職員会議で認められた時、同好会として活動できる。

同好会は、約1年間の健全な活動後、上記の手続きを経て、クラブに昇格できる。(クラブ規約に従う)

5. クラブ廃止について

・活動が不良等諸種の事情で、クラブの存続が不可能になった時、クラブ新設と同じ手続きを経て、廃止することができる。(クラブ規約に従う)

6. 会議

・クラブ活動上の諸問題については、部長会議または顧問会議を開き決定する。内容上必要なものは職員会議にかける。

・体育館使用クラブ顧問会・運動場使用クラブ顧問会・文化系クラブ顧問会を設置し、それぞれの代表を決めて運営にあたる。

8. 校内・校外生活のきまり

令和4(2022)年4月現在

登下校 ・徒歩での通学とする。自転車、バス等の利用は禁止。(交通ルールを守り、横断歩道、歩道橋を利用すること)

・8時35分のSHRで出席確認をする。欠席連絡は8時から8時25分までに、原則保護者から連絡してもらうこと。

・遅刻した場合、職員室で「入室許可証」を受け取り教室へ入ること。

・登校後の外出は原則認めない。

・登下校中の買い食い禁止。

・下校後の再登校も制服を着用する。(クラブ生徒についてはクラブ規定による)

・クラブ活動がない場合の下校時間は4時50分。

・クラブ活動は時期により活動時間(下校時間)が異なる。

2月～10月 17:45

11月～1月 17:30

服 装 ・上下標準服又は上半身のみ自由服のいずれかの自由選択とする。

・標準服の上着、ズボン(スラックス)、スカートの変形、改造は認めない。

・上半身の自由服については、TPOを考え、中学生らしく派手でないものを着用する。

・寒冷時等の防寒着の着用は登下校時のみとする。(※集会等では別に指示をすることがある。)

頭 髪 ・中学生らしく清潔な頭髪にする。頭髪に装飾(パーマ、染色、整髪料など)を加えない。

・授業での活動に支障がないよう、毛髪が長い場合はゴム(単色の黒・紺・茶)、ヘアピンでとめる。ヘアリボンや華美な髪飾り(バレッタ、カチューシャ等)は禁止。

名 札 4月中は校内では名札を着用する。

帽 子 登下校時のみ華美でないものを着用可。※行事等では別に指示をすることがある。

防寒具 手袋、マフラーは登下校時のみ可。ひざ掛けは教室のみ可。

靴 3足制を守る。

○下靴…運動に適したひも靴であること。厚底、サンダル、革靴等は禁止。

○上履き…学校指定のスリッパ。

○体育館シューズ…学校指定の体育館シューズ。

靴 下 授業や運動等に支障のある靴下の着用は認めない。タイツ・レギンスは黒色で無地のみ可。(ストッキング、ニーハイソックスは禁止)

カバン スポーツバッグ、ショルダーバッグ、リュックサックなど学校生活に必要な教科書、体操服等が入るもの。紙袋やビニール袋、ボディバッグは禁止。

昼 食 ・4時限目終了後から15分は給食配膳の時間とし、その後昼食時間の15分間は、教室内で過ごすこととする。

・給食を申し込んでいる生徒の校内への飲食物(野菜ジュース・デザート等)の持ち込みを禁止する。

・アレルギーなどを理由に給食を申し込んでいない生徒は、お弁当を持参する。

・ペットボトルは水筒と同様にお茶、水、スポーツドリンクに限り持ち込みを許可する。

持ち物 ・学習に関係ないもの(菓子類、携帯電話、ゲーム機器類[トランプ、カードも含む]マンガ、雑誌類など)の持ち込みは禁止。

・持ち物には必ず記名すること。

・落し物は職員室前のロッカーに保管。自分の物があれば先生に申し出ること。申し出が無い場合は時期をみて処分。

(現金)不必要なお金は持ってこない。学用品等の購入で持参している場合は、早めに購入すること。できない場合は担任に預けること。

(リップクリーム)薬用で無色無臭であること。

(カイロ)可。使用後は持ち帰る。

(制汗剤)可。但し無香料、微香性に限る。スプレー(ガス式)は不可。

(日焼け止め)可。但し無香料に限る。

(その他)不要な装飾品はつけない。

その他 ・移動教室の際は必ず教室の施錠、消灯をする。

・エレベーターは必要のない生徒は使用しない。

・原則として、生徒は職員玄関を使用しない。

・学校施設や器物、備品などの公共物を大切に扱う。もし損壊した場合は先生に報告する。修理にかかった費用はその関係生徒で弁償する場合がある。

・校舎内は暴れない、走らない。また、各教室の利用の仕方を守ること。

校 外

生 活 ・小学校、他中学校には特に用事のないかぎり行かない。グラウンド等を使用できる場合でも必ずその学校の承諾を得ること。

・他人の家に外泊をしない。

・午後8時～翌日の午前4時までは通塾等、正当な理由が無い限り外出を控えること。

店舗等の施設へは午後7時（保護者同伴では午後 10 時）～翌日の午前5時までは立ち入りを控えること。（参考：大阪府青少年健全育成条例）

・事故等、被害にあったら、すぐに警察、学校、家庭に連絡する。

・他校生との交遊は避ける。

・危険をとまなう遊びや、他人の迷惑になるような行為をしない。

重 点 目 標

①気持ちのよい「あいさつ」をしよう!

②中学生として、TPO を考え、「身だしなみ」を整えよう!

③「時間」を意識し、時間を守り、行動しよう!

④「思いやる心」を育てよう!

学用品の購入について

学校指定の学用品に購入については以下を参考にしてください。

学用品の申込日は毎月1日と15日とします。職員室前にある申し込み用紙に必要事項を記入し、担当の先生にお金と一緒に渡してください。

※価格・デザイン等は変更になる場合があります。

学生服(スカート・ズボン) 販売先:中外株式会社・山田亀豊中店・阪急百貨店ユニフォーム

※価格は各販売店にお問い合わせください。

半袖体操服 2,100 円

ハーフパンツ 2,800 円

ジャージ(上) 4,700 円

ジャージ(下) 3,700 円

体育館シューズ 3,000 円

上履きスリッパ 1,300 円

※制服以外の学用品については学校で受け付けることも可能です。担任までお問い合わせください。

その他必要な学用品については教科担当にお問い合わせください。

(参考) ポスターカラーセット(美術科)・アルトリコーダー(音楽科)・水着(体育科)副教材(ワーク・ドリル)(各教科)・名札・生徒手帳(担任)

相談機関一覧

豊中市内の主な相談機関

18歳までの子どもと家庭の相談⇒こども相談窓口

こども相談課(すこやかプラザ内)⇒06-6852-5172

小中学生のいじめ・非行についての教育相談⇒児童生徒課 生徒指導係(青年の家いぶき内)⇒06-6866-0783

子どもの教育に関する総合案内と電話相談⇒教育相談総合窓口

児童生徒課 教育相談係(教育センター内)⇒06-6840-8121

小中学生の不登校についての教育相談⇒庄内少年文化館⇒06-6336-6371

千里少年文化館⇒06-6831-5300

友だちや家族関係などの悩みについての相談⇒こども相談課⇒0120-307-874

こどもの虐待に関する相談・通告⇒児童虐待相談、通報・こども相談課(すこやかプラザ内)⇒06-6852-8448

豊中市内こども専用フリーダイヤル(24時間体制)

友だちや家族関係などの悩みについての相談⇒こども専用ダイヤル・こども総合相談窓口⇒0120-307-874

大阪府 24時間子ども SOS ダイヤル

いじめに限らず子どもの SOS 全般を受け止める相談⇒すこやか教育相談 24⇒0120-0-78310

その他の機関

子どもと家庭の相談⇒大阪府池田子ども家庭センター⇒072-751-2858

虐待に関する通告や相談⇒児童相談所全国共通ダイヤル⇒189

豊中警察署⇒06-6849-1234

※各相談機関について不明な点があれば第十四中学校までお問い合わせください。